

8月28日、「最近の税務訴訟について」と題して、岩田合同法律事務所の佐藤修二弁護士からお話をいただきました。資料は別添。

話の概要は以下の通りです。

「自分は、国税不服審判所に出向していたが、その経験を踏まえてお話ししたい。民主党時代に、民間出身者を半分程度にすることとなり、税理士、弁護士、会計士などの任期付き採用が増えた。外部登用の増大により、議論は活性化してよい効果が表れていると思う。制度の問題としては、審判所で取り消しの裁決が出たら、当局は訴訟には行けず、納税者の請求は容認となる。一方、棄却された場合に、納税者は訴訟に行ける。この辺りがシンメトリーでないので、審判所としては、取消には慎重になるということもあるようだ。

26年通則法改正により、28年からは、2段階前置主義は廃止となり、直接審判所に行けることとなる。また閲覧・謄写請求権も認められることとなった。審査請求人の当局に対する質問権も創設され、さまざまな点が改善される。審判所で取り扱う事件には、税務的な事件と法務的な事件とがあり、後者に関しては税務職員は強くないという印象だ。(以下略)」

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。